

飲酒運転防止に関する 指導の手引【改訂版】

手引の内容

はじめに

- 1 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例について
- 2 第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画を受けて
- 3 学校における飲酒運転防止に関する指導のねらい
- 4 学習指導要領に見られる指導内容について
- 5 飲酒運転防止に関する横断的・総合的な学習指導例について
- 6 学校・家庭・地域・関係機関の連携について
- 7 実践事例
- 8 指導資料
- 9 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣の手引き
- 10 これまでの福岡県の飲酒運転撲滅のための取組

平成30年2月
福岡県教育委員会

はじめに

福岡県では、平成18年8月、幼い3人の命が失われるという誠に痛ましい飲酒運転事故が起きました。これを契機に飲酒運転撲滅の気運が高まり、飲酒運転事故件数は一旦減少していましたが、平成21年に再び増加に転じ、平成22年の飲酒運転事故件数は337件で、全国ワースト1位となりました。更に、平成23年2月、男子高校生2人が犠牲となるなど、悲惨な事故が繰り返され、現在もなお、飲酒運転による事故が多発しており、憂慮すべき状況が続いています。

悲惨な結果を引き起こす飲酒運転を撲滅するため、平成24年に福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例を制定し、福岡県飲酒運転撲滅連絡会議において、福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画を策定しました。

これを受けて行政や関係団体が連携して飲酒運転撲滅を推進してきた結果、飲酒運転撲滅への県民の意識の高まり、事業所や飲食店での取組、警察による取締りの強化等により、平成26年の飲酒運転事故件数は153件に減少し、全国ワースト11位まで改善されました。しかし、撲滅にはほど遠い状況であることから、県議会において条例の見直しが行われ、平成27年2月に一部改正による更なる対策の強化が図られました。

この一部改正を受け、県教育委員会としましては、平成26年3月に作成した「飲酒運転防止に関する指導の手引」を見直し、さらに各県立学校や各市町村教育委員会に対し条例の意義や内容について周知し、各種の研修会を通じ、条例において求められている飲酒運転撲滅に向けた教育活動の充実を図ります。

児童生徒は「将来のドライバー」でもあることから、飲酒運転撲滅のためには早期教育が求められており、学校教育が果たす役割には大きなものがあります。そうした中で、各学校においては、生命尊重の精神や思いやりの心、更には規範意識の育成に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて、飲酒による身体への影響や飲酒運転の悪質性・危険性について理解できるようにすることが強く期待されています。

そこで、この度の見直しにより、各教科や特別の教科道徳、特別活動等で行われる各学校における飲酒運転防止に関する指導の参考となるよう本手引を改訂しました。本手引を活用した各学校における飲酒運転防止に関する指導を通して、将来、運転する立場となっても「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という強い意志を持ち続ける児童生徒が育まれることを切に願っております。

平成30年2月 福岡県教育委員会

目 次

1	福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例について	1
2	第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画を受けて	1
3	学校における飲酒運転防止に関する指導のねらい	2
4	学習指導要領に見られる指導内容について	2
5	飲酒運転防止に関する横断的・総合的な学習指導例について	4
6	学校・家庭・地域・関係機関の連携について	7
7	実践事例	8
	○体育科・保健体育科の実践事例	8
	○特別活動の実践事例	11
	○特別の教科道徳の実践事例	15
8	指導資料	17
	○『奪われた「夢」』（和氣みち子氏）	17
	○「メッセージ」（山本美也子氏）	18
	○「母親の手記」（山本美也子氏）	19
	○「平成28年度Keepゼロインタビュー 飲酒運転事故遺族 大庭茂彌さん」取材後記（井上二郎氏）	21
	○飲酒運転の罰則・行政処分	22
	○飲酒運転事故発生件数・飲酒運転検挙件数	23
	○福岡県警察における飲酒運転撲滅に係る啓発物	24
	○若いときから知っておくべきお酒のこと。	26
9	飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣の手引き	38
10	これまでの福岡県の飲酒運転撲滅のための取組	47
◇	飲酒運転防止教育指導マニュアル作成委員会委員一覧	48

- 1 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例について
- 2 第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画を受けて
- 3 学校における飲酒運転防止に関する指導のねらい
- 4 学習指導要領に見られる指導内容について
- 5 飲酒運転防止に関する横断的・総合的な学習指導例について
- 6 学校・家庭・地域・関係機関の連携について

1 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例について

全国初の罰則付きである同条例は、平成24年4月1日に施行（同年9月21日に全面施行）され、平成27年2月に一部改正されました。今回の改正で、「飲酒運転防止教育の強化」として第三十一条の二が付加されました。

第三十一条 飲酒運転防止教育

この条例の趣旨を将来にわたって県民に定着させるため、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育機関においては、児童、生徒、学生等の年齢、生活環境等を踏まえ、飲酒運転の防止に関する教育及び次の各号に掲げる教育を実施するものとする。

- 一 小学校及び中学校にあっては、命の大切さ及び規範意識の育成に関する教育
 - 二 高等学校にあっては、各種免許を取得できる年齢に達すること等を踏まえ、交通社会の一員としての責任ある行動及び飲酒運転撲滅活動に関する教育
 - 三 大学等にあっては、前号に規定する教育及び適切な飲酒行動、メンタルヘルス等に関する教育
- 2 前項第一号及び第二号の教育を実施するに当たっては、できる限り保護者にも参加を求めるものとする。

第三十一条の二

前条の規定に基づく教育を適切に実施するため、教育委員会は、その所管に属する教育機関において教育に従事する者に対し、この条例の趣旨及び内容並びにアルコール健康障害に関する知識を確実に習得させるため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村の教育委員会、学校法人その他前条第一項の教育機関の設置者は、その管理又は指導権限に属する教育機関において教育に従事する者に対し、前項の規定に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 教育委員会は、この条例の趣旨及び内容等の県民への周知に資するため、市町村の教育委員会及び社会教育関係団体との連携の下に、社会教育の場の活用に努めるものとする。

本県において憂慮すべき状況にある飲酒運転の撲滅を図るためには、行政や各関係団体が連携して取り組むことが重要です。将来、交通社会の一員となる子どもたちを育む小・中・高等学校においては、上記のように児童生徒の発達の段階に応じて、飲酒運転の防止に関する教育を実施していく必然性があります。また、教員をはじめとする教育機関において教育に従事する者に対し、この条例の趣旨及び内容並びにアルコール健康障害に関する知識を確実に習得させる必要があります。

2 第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画を受けて

上記条例に基づき、福岡県飲酒運転撲滅連絡会議が平成27年8月に「第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画」を策定しました。その「9 具体的な対策」の中で、「(3) 飲酒運転撲滅に向けた教育活動」が以下のように示されています。

ア 小学校、中学校、高等学校、大学等における教育

(ア) 小学校、中学校、高等学校における教育

飲酒運転撲滅については、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性・危険性について理解させ、将来、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識を高めさせることが重要である。そこで以下の交通安全教育の中で、飲酒運転撲滅に向けた教育を推進する。

a 学校教育活動全体を通じた指導

学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努める。

b 家庭・地域・関係機関との連携

子どもが飲酒運転の怖さや悲惨さなどを学校で学ぶだけではなく、家庭で保護者に話したり、一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保

護者等に対し、周知・啓発に努める。

また、飲酒運転撲滅に向けた教育を充実させるため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を更に深めるなど、飲酒運転撲滅に向けた取組の充実を図る。

(イ) 大学等における教育 (中略)

(ウ) 教育に従事する者に対する取組 (中略)

これらを受け、県教育委員会は、各学校における飲酒運転撲滅に向けた教育活動を推進しているところです。

3 学校における飲酒運転防止に関する指導のねらい

児童生徒が社会に出る前に、学校教育において飲酒運転防止に関する指導を意図的・計画的に行うことは重要です。そこで、次のようなねらいをもって指導にあたっていただきたいと考えます。

- 飲酒による身体への影響や飲酒運転の悪質性・危険性について理解させるとともに、将来、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という態度を育てる。
- 地域社会の一員として、日常生活における適切な行動を促し、飲酒運転撲滅に向けた意識の醸成を図る。

特に、小学校及び中学校では、飲酒の身体への影響について理解させるとともに、自他の命を大切にしたり法やきまりを守ろうとしたりする態度を育てること、高等学校では、飲酒運転が個人や社会に悪影響を及ぼすことを理解し、飲酒運転のない社会をつくっていかうとする態度を育てることが重要です。

4 学習指導要領に見られる指導内容について

学習指導要領には飲酒や飲酒運転防止、交通安全等に係る指導内容が広く含まれています。学習指導要領を基準とし、各学校において教育課程を編成・実施される際に、参考にしてください。

また、特別支援学校については、児童生徒の障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、各校種の指導内容を参考に指導してください。

1 小学校

(1) 社会科〔第3学年及び第4学年〕

(4)ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

(2) 生活科〔第1学年及び第2学年〕

(1) 学校の施設の様子及び先生など学校を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などの関心をもち、安全な登下校ができるようにする。

(3) 体育科〔第5学年及び第6学年〕 G 保健

(2)ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。

(3)エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因になること。

(4) 特別の教科 道徳

〔第1学年及び第2学年〕

B(6) 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

C(10) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

D(17) 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

- B (6) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。
- C (11) 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。
- D (18) 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。

[第5学年及び第6学年]

- B (7) 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。
- C (12) 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。
- D (19) 生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。

(5) 特別活動

[学級活動]

- (2)カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

[学校行事]

- (3)健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

2 中学校

(1) 保健体育 保健分野

- (3)ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。
- (4)ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

(2) 特別の教科 道徳

- B (6) 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。
- C (10) 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。
- D (19) 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

(3) 特別活動

[学級活動]

- (2)ウ 社会の一員としての自覚と責任
- (2)キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

[学校行事]

- (3)健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

3 高等学校

(1) 保健体育 第2節 保健 (1)現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

(前略) 喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。(後略)

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

(2) 特別活動

[ホームルーム活動]

(2) 適応と成長及び健康安全

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の形成

[生徒会活動]

(5) ボランティア活動などの社会参加

[学校行事]

(3) 健康安全・体育的行事

5 飲酒運転防止に関する横断的・総合的な学習指導例について

各教科・領域等には、飲酒運転防止に関する内容が含まれている場合があります。それらを指導する際に、教師が命の大切さや規範意識、責任ある行動、飲酒運転の悪質性・危険性などについて、意識的に取り上げることにより、飲酒運転防止に関する指導をより効果的に行うことができます。

また、ある期間、それらを総合的に関連付けて指導することにより、児童生徒の意識の深まりが期待できます。

これから示すものは、小・中・高等学校における飲酒運転防止に関する横断的・総合的な学習指導例ですので、参考にいただければと思います。もちろん、「飲酒運転防止に関する指導」についても各学校・各学年の児童生徒や地域の実態に応じた指導が重要であります。また、全職員共通理解のもと、学校教育活動全体を通じた意図的・計画的な指導が望まれます。

1 小学校における学習指導例

(1) 指導のねらい

交通安全に対する規範意識を高め、思いやりをもって交通マナーを遵守することができるようにする。

(2) 横断的・総合的な学習指導例

順	時数	教科・領域等	学習内容・学習活動
1	1	特別の教科道徳 C(12)	○ 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすことについて考える。
2	1	体育科 G保健(3)エ 「飲酒の害と健康」	○ 飲酒により、注意力や判断力が鈍るため、自転車や自動車の飲酒運転が禁止されていることを理解する。 ○ 飲酒により、呼吸や心臓が苦しくなるなどの影響が現れることを理解する。

			○ 長い期間、過度の飲酒を続けると、脳、肝臓、心臓、胃、腸などに害が現れることを理解する。
3	1	特別活動 学校行事(3) 健康安全・体育的行事 「交通安全教室」	○ 路上で自転車に乗るには、様々なきまりがあることを理解する。 ○ 交通ルールを意識して自転車に乗る。
4	1	特別の教科道徳 B(7)	○ 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすることについて考える。
5	1	特別活動 学級活動(2)カ 「安全な生活に向けて」	○ 歩行や自転車運転におけるマナーについて考える。 ○ 安全な生活に向けて、責任をもって守るべき行動について考え、自分の目標を決める。

2 中学校における学習指導例

(1) 指導のねらい

交通ルール等の規則を遵守することの重要性について認識を深めるとともに、飲酒行為の危険性を理解し、自他の生命を尊重する心をもって交通ルールを厳守することができるようにする。

(2) 横断的・総合的な学習指導例

順	時数	教科・領域等	学習内容・学習活動
1	1	特別の教科道徳 C(10)	○ 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めることについて考える。
2	1	保健体育 保健分野(4)ウ 「飲酒と健康」	○ 飲酒するとエチルアルコールにより、脳など中枢神経系の働きが低下し、思考力や自制力が低下したり、運動に支障が出たりすることを理解する。 ○ 発育・発達が盛んな未成年者の飲酒はアルコールの害を受けやすく、健全な発育を妨げることを理解する。
3	1	特別活動 学校行事(3) 「交通安全」	○ 既習事項である保健分野(3)傷害の防止イ「交通事故などによる傷害の防止」の学習内容を想起する。 ○ 自転車走行を中心として、正しい交通ルールの確認と実践及び交通マナーを守る態度を身に付ける。 ○ 視聴覚教材を視聴し、本人だけでなく家族まで巻き込んでしまうことを理解するとともに、誰でも被害者や加害者になりえることを知り、交通ルールを遵守する意識を高める。
4	1	特別の教科道徳 D(19)	○ 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重することについて考える。
5	1	特別活動 学級活動(2)ウ 「社会の一員としての自覚と責任」	○ 社会のルール(法律やきまり、校則など)やマナー(常識的行動や相手を思いやる行動)について考える。 ○ 地域社会に生きる中学生として、遵守すべきルールと身に付けたマナーについて、自分の目標を決める。

3 高等学校における学習指導例

(1) 指導のねらい

交通事故を防ぐために、規則を遵守する行動や自他の生命を尊重する態度が必要であることを理解させるとともに、飲酒運転の悪質性・危険性を理解させ、自他の生命を尊重する心を持ち交通ルールを厳守することができるようにする。

(2) 横断的・総合的な学習指導例

順	時数	教科・領域等	学習内容・学習活動
1	1	保健体育 第2節 保健(1) イ(イ) 「飲酒と健康」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 酒に含まれるアルコールは、体の各部位に様々な作用を与える薬物であり、血液中のアルコール濃度に応じて、興奮、泥酔、昏睡などの症状が現れることを理解する。 ○ 多量の酒を長期間飲み続けていると、様々な慢性の健康障害が現れることを理解する。 ○ 未成年者の飲酒が禁じられているのは、心身ともに未成熟なため、脳神経・肝臓・生殖器などがアルコールによる障害を受けやすいことや、早期から習慣化しやすいことなどが理由としてあげられることを理解する。
2	1	特別活動 学校行事(3) 健康安全・体育的行事 「交通安全教室」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車や原動機付自転車の安全な運転についての実践及び交通マナーを守る態度を身に付ける。 ○ ゲストティーチャー（警察職員や交通安全協会職員等）の話を聞き、飲酒運転の危険性について再認識するとともに、飲酒運転を許さない態度を身に付ける。
3	1	保健体育 第2節 保健(1) エ(イ) 「交通事故と安全の確保」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の道路交通事故の現状や特徴を理解し、事故には、様々な要因が関連していることについても理解する。 ○ 交通事故の加害者には、刑事上の責任、行政上の責任、民事上の責任が発生することを理解する。 ○ 自動車及び自動二輪車等の保有者は、事故を起こした場合の被害者の傷害・後遺症、精神的な被害等への補償問題に備える必要があることを理解する。
4	1	特別活動 ホームルーム活動(2)ケ 「生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の形成」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高め、自他の生命をかけたがえのないものとして大切にするための交通マナーについて考える。 ○ 自動車及び自動二輪車等の免許取得可能年齢であることから、近い将来の免許取得を見据え、交通社会の一員として目指すべき行動について、自分の目標を決める。
5	1	特別活動 生徒会活動(5) 「ボランティア活動などの社会参画」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣の小学校や中学校の通学路において、小学生や中学生の安全確保のための登下校指導を行う。 ○ 近隣の小学校や中学校の自転車安全運転教室において、スタッフとして指導補助を行う。

6 学校・家庭・地域・関係機関の連携について

飲酒運転防止に関する指導を、より充実・発展させていくためには、学校・家庭・地域・関係機関が連携を強固にして、児童生徒を育てていくことが大切です。

また、学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、交通安全や飲酒の害、飲酒運転の危険性等について学ばせるために、飲酒運転撲滅に向けた啓発活動等の専門的知識を有する人材をゲストティーチャー（GT）として招いたり、関係機関と連携を図り、情報を活用し指導に生かしたりすることも有効です。

1 学校と家庭や地域が連携して取り組める内容例

(1) 学校と家庭が連携して取り組める内容例

- ・ きまりをきちんと守る規範意識や自律心を身に付けさせること
- ・ 家族の会話に、命の大切さやルール必要性等の話題を入れること
- ・ 子どもとの適切な約束を保護者がしっかりと守ること

(2) 学校と地域が連携して取り組める内容例

- ・ 自治会や公民館が主催する交通安全（飲酒運転撲滅）啓発活動等を周知すること

2 学校が家庭や地域に向けて発信できる取組例

- ・ 学校・学年だよりによる交通安全（飲酒運転撲滅）に関する啓発
- ・ 授業参観日における保護者を交えた交通安全教育活動の実施
- ・ 学級懇談会や地域懇談会における交通安全（飲酒運転撲滅）に関するテーマ設定
- ・ 交通安全教室や薬物乱用防止教室における保護者参観の導入
- ・ PTA行事としての交通事故（飲酒運転事故を含む）被害者家族による講演会の開催
- ・ 生活科、社会科、総合的な学習の時間、下校後等における地域探索の中で、危険箇所等を発見し、家庭や地域に発信すること

3 児童生徒が家庭や地域の中でできること

- ・ 地域の子ども会等の活動において、交通ルール遵守や交通マナーの徹底を呼び掛けること
- ・ 自治会や公民館が主催する交通安全（飲酒運転撲滅）啓発活動に参加すること
- ・ 関係機関が計画している交通安全週間や飲酒運転撲滅啓発活動等に自主的に参加すること

本県においても、飲酒運転を撲滅していく気運が高まってきています。児童生徒の「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という意識をより一層高めるためには、学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識した上で連携を図っていくことが大切です。

また、児童生徒の成長を中心に据え、学校がコーディネーターの役割を担い、効果的な飲酒運転防止に関する指導に結び付けていくことも重要であると考えます。

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」

7 実践事例

○体育科・保健体育科の実践事例

- (1) 保健Ⅰ
- (2) 保健Ⅱ

○特別活動の実践事例

- (1) 学級活動・ホームルーム活動Ⅰ
- (2) 学級活動・ホームルーム活動Ⅱ
- (3) 学級活動・ホームルーム活動Ⅲ

○特別の教科道徳の実践事例

内容項目：遵法精神・公德心

※ 本実践事例には、実践校種を示していますが、実践に係る教材等は、各校種、各学年、各教科、領域等において、幅広く活用できるものになっています。各学校において、児童生徒の発達段階や学校の実態に応じて御活用ください。

7 実践事例

各学校において、取り組まれている飲酒運転防止に関する指導の実践事例の指導案（体育・保健体育科、特別活動、特別の教科道徳）を以下に示します。これらの実践では、「5 飲酒運転防止に関する横断的・総合的な学習指導例について」でも示しているように、教師が意識的・意図的に「飲酒運転」についての内容を学習活動に仕組み、命の大切さや規範意識、責任ある行動、飲酒運転の悪質性・危険性などについて取り上げています。各学校において「飲酒運転防止に関する指導」を実践する際に、参考にしてください。

1 体育科・保健体育科の実践事例

(1) 保健 I (小学校)

ア 単元名 「病気の予防」 (アルコールの害)

イ 本時のねらい

飲酒の心身への影響や、未成年の飲酒は特に害が大きく悪影響を及ぼすことについて理解できるようにする。

ウ 準備物

空き缶・パッチテスト・学習ノート

エ 展開

学習活動・内容	指導上の留意点
1 学習の準備とめあての確認をする。	・本時の学習内容を明確にするために、前時の学習内容を振り返る場を設定する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">めあて 体が発育する時期の飲酒が禁止されている理由を探ろう。</div> アルコールの缶を見せ、注意事項に何が書いてあるか確認する。 ・アルコール度数 ・未成年飲酒禁止 等	・学習への関心を高めるために、アルコール飲料の缶など実物を提示する。
2 未成年者の飲酒の害について知る。 「未成年者の飲酒が禁止されているのはなぜでしょうか？」 ・体格の問題 ・依存症になりやすい 等	・大人と子どもを比較し、発育期の飲酒は心身に与える影響が大きいことが理解できるように、飲酒による健康影響について説明する。また、お酒を飲ませた人や売った人も法律で罪になることについて触れる。
3 アルコールパッチテストを行い、アルコールに対する自分の体質を知る。 「アルコールに対する自分の反応を調べてみましょう。」	・アルコールパッチテストにおいて、体調をくずす児童が出ないように、事前にアレルギーの有無や現在の体調について確認しておく。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">アルコールパッチテスト (7分後→さらに10分後に判定) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">白タイプ (危ない族)</div> アルコールを分解する酵素の働きがよい。そのため、飲み続けて依存症になり、慢性的な病気になる可能性がある。また、一度にたくさん飲むと急性アルコール中毒になる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">赤タイプ (飲めない族)</div> アルコールを分解する酵素の働きが弱い、もしくは働かない。そのため、悪酔いしやすくアルコールの影響を受けやいため、急性アルコール中毒にかかりやすい。 </div>	
4 飲酒の心身への影響について知る。 (1) アルコールの急性影響と慢性影響を知る。	・急性影響と慢性影響の違いについて理解できるように、比較表を提示する。

<p>(2) 飲酒による急性影響が原因で、事故や事件が起きていることを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転 ・ 急性アルコール中毒 <p>(3) 多量の飲酒を長期間続けることによる、慢性影響について知る。(肝臓への病気、脳への影響、各種がん)</p> <p>(4) 妊婦の飲酒は、胎児への影響があることについて知る。</p> <p>(5) アルコールパッチテストの結果を受け、将来の自分のアルコールとのかかわり方について考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性アルコール中毒の危険性について理解できるように、中毒症状や要因についての資料を提示する。 ・ 飲酒運転事故の悲惨さ等について理解できるように、飲酒運転の現状や被害者遺族の思いを提示する。 ・ 長期間の多量飲酒が体へ悪影響を及ぼすことに気付くように、臓器の画像を提示する。 ・ 妊婦の飲酒が胎児にも影響があることに気付くように、アルコール飲料の缶に記載されている警告表示を示す。 ・ アルコールパッチテスト結果のみに左右されないように、テストの目的や意義について説明する。
<p>5 今日の学習で分かったこと、感じたことを振り返る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まとめを焦点化できるように、体への影響と飲酒運転について学習プリントに記入する場を設定する。
<p>飲酒には、すぐに体に現れる害と長い期間の習慣で現れてくる害があり、体が発育する時期にお酒を飲むと心身におよぼす害が非常に大きいので、飲酒は法律で禁止されている。</p>	

(2) 保健Ⅱ (高等学校)

ア 単元名 「飲酒と健康 飲酒運転撲滅に向けた取組」

イ 本時のねらい

飲酒の影響による健康被害や飲酒運転による悲惨な交通事故をなくすために正しい知識と社会環境への適切な対応について理解できるようにする。

ウ 準備物

教科書、付箋紙、飲酒運転事故記事等、学習ノート

エ 展開

学習活動・内容	指導上の留意点
<p>1 本時の目標を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本時学習への意欲を喚起できるように、前時の内容を振り返る。
<p>めあて 飲酒による健康被害及び飲酒運転の危険性から飲酒運転撲滅対策を考えよう。</p>	
<p>2 飲酒による短期的影響及び長期的影響について知る。</p> <p>(短期的影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急性アルコール中毒 ・ 妊婦の飲酒の影響 ・ 飲酒運転による事故 <p>(長期的影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病 ・ アルコール性肝炎 ・ 肝がん ・ アルコール依存症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性アルコール中毒や飲酒運転の危険性について理解することができるように、中毒の症状や飲酒運転に関する現状、飲酒運転事故の実態についての資料を提示する。 ・ 飲酒による長期的影響について理解することができるように、長期飲酒により起こりうる健康影響を説明する。

<p>3 福岡県内の飲酒運転の現状を知り、飲酒運転撲滅に向けて、どのような対策や取組が必要であるかについて、グループでブレインストーミングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転事故件数、飲酒運転検挙者数 ・罰則の強化 ・教育の充実 ・取締り強化 ・広報活動の充実 <p>4 飲酒運転撲滅に向けた対策や取組について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン ・啓発CM ・飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣 ・飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録促進 ・若年者向けリーフレットの作成・配布 ・相談窓口の設置・運営 ・生徒会での取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転が他人事ではなく、身近で大きな社会問題であることに気付くことができるように、飲酒運転の新聞記事等を提示する。 ・多くの意見を交流することができるように、グループの意見をまとめ発表する場を設定する。 ・次の活動につなげることができるように、意図的に「広報活動の充実」に焦点化する。 ・飲酒運転撲滅のための取組について理解することができるように、福岡県の取組について紹介し、感じたこと等を学習ノートに記入するよう促す。また、飲酒運転撲滅の取組が他人事ではなく、身近な取組であることを理解することができるように、高校生の取組について紹介し、感じたこと等について学習ノートに記入するよう促す。
<p>5 本日の学習を振り返り、学習ノートに記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで考えた対策や取組と実際に行われている対策や取組との比較 ・「将来のドライバー」としてのあるべき姿 ・社会問題としての飲酒運転 ・自分ができる対策や取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の学習を振り返ることができるように、学習内容について自己評価をさせる。 ・「将来のドライバー」としてのあるべき姿や今の自分にできる対策や取組について考えることができるように、県内の飲酒運転の実情や飲酒運転が減らない現状について、適宜、補足説明をする。
<p>飲酒による健康被害や飲酒運転の悪質性等、個人の問題で終わることなく、家族や周りの人々にも多大な影響がある。そのため、大きな社会問題として、飲酒運転撲滅に向けた対策や取組を強化していく必要がある。</p>	

2 特別活動の実践事例

(1) 学級活動・ホームルーム活動 I (小学校)

ア 題材 「アルコールについて知ろう」

イ 本時のねらい

アルコールが、人の脳、胃・腸、肝臓に及ぼす影響や、飲酒運転の現状について理解し、社会問題となっている飲酒運転について、今の自分ができることを決定し、実生活において実践できるようにする。

ウ 準備物

ビール・チューハイの缶（ジュースと間違えるパッケージ）、カード（脳、胃・腸、肝臓）
 体の変化カード、肝臓の写真（飲酒しない人、長期飲酒者）
 飲酒運転撲滅活動のリーフレット・メッセージカード

エ 展開

学習活動・内容	指導上の留意点
1 アルコールについて知っていることや思ったことを発表する。 ・ビール、お酒、焼酎 ・酔う めあて 飲酒による健康障害や社会への影響から、今の自分のできることを決めよう。	・学習への関心を高めることができるように、ノンアルコール飲料とアルコール飲料を提示する。
2 アルコールが体に及ぼす影響について知る。 (急性) ・注意力や判断力がにぶる ・足元がフラフラする ・呼吸が速くなり、苦しくなる (慢性) ・肝がん ・肝硬変 ・アルコール依存症 3 飲酒運転の現状と飲酒運転事故の悲惨さについて知る。 ・飲酒運転の検挙者数 ・飲酒運転の事故件数 ・飲酒運転事故被害遺族の思い 4 飲酒運転がなくなる理由について話し合う。 ・アルコールの影響 ・意志の弱さ ・過信	・急性中毒症状として人体に現れる影響に気づくことができるように、アルコールの急性作用として、「一気飲み」についての資料を提示する。 ・長い期間、多量の酒を飲み続けると、脳や心臓などに害が現れ、様々な病気になりやすくなることや、人によって止められなくなることに気づくことができるように、臓器等の写真を提示する。 ・飲酒運転に対する問題意識をもつことができるように、飲酒運転に関する資料を提示する。 ・飲酒運転の悪質性や悲惨さを感じることができるように、被害者遺族の思いを提示する。 ・全員が意見を出すことができるように、4人組の班活動を仕組む。 ・たくさんの意見を交流することができるように、班の意見をまとめ発表する場を設定する。

<p>5 飲酒運転撲滅のために、自分が今できることを決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの参加 ・保護者等へのメッセージカード作成 ・飲酒運転撲滅活動のリーフレット作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の自己決定の内容の選択肢が増えるように、飲酒運転撲滅に係る取組等の情報を提示する。
--	--

(2) 学級活動・ホームルーム活動Ⅱ (中学校)

ア 内容 「社会の一員としての自覚と責任」

イ 本時のねらい

飲酒運転を「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」人間になるために、今、学校生活の中で自分が行動しなければならないことを考え、自分が日常から遵守すべき事項を決定し、実生活においても実践できるようにする。

ウ 準備物

ウェビング用紙、「これだけは宣言」、母親のメッセージ

エ 展開

学習活動・内容	指導上の留意点
<p>1. 前時の道徳の時間の学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転の背景にあるもの ・法やルールを遵守しようとする姿勢・態度の弱さ <p>2. 本時の学習のねらいと方法を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級生活上の実態 (規範意識の状況) ・自分自身の弱さを探る (飲酒運転は絶対しないと誓えるかについての自己評価) ・「これだけは宣言」作成方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時学習の意欲と見通しをもつことができるように、生徒の考えをカードに示し、視覚化し明示することで前時の道徳の時間を振り返る場を設定する。 ・本時のねらいと方法をつかむことができるように、めあてを確認するとともに、学習の視点と方法例を模造紙で提示する。
<p>めあて 飲酒運転を絶対にしないために、自分の弱さを知り、乗り越える方法を決めよう。</p>	
<p>3. 自分自身の弱さを考え、まとめる。</p> <p>(1)自分が学級生活上で弱いと感じる事項を書き出す。</p> <p>(2)書き出した事項について「WHY」を自分自身に問い、書き出す。</p> <p>(3)関連する事項を線で結ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の弱さを可視化できるように、ウェビングを作成する場を設定する。 ・様々な関係性を見つけ出すことができるように、思いついた事項は少しでも多く書き出すよう促す。
<p>ウェビング作成例</p> <pre> graph TD Center([将来、飲酒運転しない自分になるために]) Center --- A[自分に甘い] Center --- B[人に流される] Center --- C[時々ルール守らない] Center --- D[係活動をしていない時あり] Center --- E[他人任せにしてしまう] Center --- F[長続きしない] Center --- G[すぐにあきらめる] Center --- H[授業によって態度変わる] Center --- I[先生によって態度変わる] </pre>	

<p>4 本時の活動と飲酒運転撲滅の関係性を考える。</p> <p>(1) 法やルールを守って生活することの大切さを考える。</p> <p>(2) 自分自身の弱さが、法やルールの逸脱につながることを考える。</p> <p>(3) 飲酒運転こそ法やルールの逸脱であり、自分の弱さそのものであることを考える。</p> <p>5 飲酒運転による事故で子どもを亡くした母親のメッセージを聴く。</p>	<p>・本時の活動と飲酒運転の関連について確認することができるように、自分の弱さと飲酒運転との関係性について具体的に説明する。</p> <p>・飲酒運転の悲惨さをより深く考えることができるように、飲酒運転事故被害者遺族のメッセージを範読する。</p>
<p>6 学級生活の中で、明日から改善して実行する内容を考える。「これだけは宣言」を作成する。</p> <p>(1) 学校生活の中で、自分が必ず改善する行動を一つだけ決定する。</p> <p>・「これだけは宣言」の作成</p>	<p>・「これだけは宣言」の内容は各自が責任もって明日から行動することができるようにするために、帰りの会で評価することを説明する。</p>
<p>「これだけは宣言」シート</p> <p>①明日からの改善のための行動</p> <p>②行動の決意表明</p> <p>③4W1Hに基づく行動計画の具体化</p> <p>・「いつ」行動するのか ・「どこで」行動するのか</p> <p>・「何を」行動するのか ・「どのように」行動するのか</p>	
<p>(2) 「これだけは宣言」を発表する。</p> <p>・卒業まで校則を守る。</p> <p>・人に流されず、勉強を毎日3時間以上する。</p>	<p>・たくさんの宣言を交流することができるように、意図的に生徒を指名し発表する場を設定する。</p> <p>・飲酒運転を「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」を実践することができるように、「今」を大切にすることを指導する。</p>
<p>【事後の活動】</p> <p>「飲酒運転撲滅ウィーク」を設定し、「帰りの会」で情報提供すると共に、生徒の学級生活改善のための解決活動について評価を実施する。</p>	

(3) 学級活動・ホームルーム活動Ⅲ（高等学校）

ア 内容 「生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立」

イ 本時のねらい

- ・免許取得講習会の実施を通して、交通法規の遵守及び交通安全に対する意識を高め、事故防止に努める態度を身に付けることができるようにする。
- ・飲酒運転による悲惨な事故及びその事故が及ぼす影響について知り、将来のドライバーとして飲酒運転を「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」意識を高めることができるようにする。

ウ 準備物

飲酒運転事故件数及び検挙数の推移、飲酒運転事故被害者遺族のメッセージ、自転車飲酒ゴーグル、振り返りシート、自転車運転免許証

エ 展開

学習活動・内容	指導上の留意点
<p>1 本時内容の確認をする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>めあて 自転車乗車中の事故防止策について意志決定するとともに、飲酒運転撲滅への意識を高めよう。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全講習会がスムーズに実施できるように、交通法規や交通事故の現状等について振り返る場を設定する。
<p>2 交通安全について知る。 (G Tによる講話)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通法規、自転車通行マナー ・自転車事故件数 ・交通事故の補償問題 ・飲酒運転事故件数・飲酒運転検挙数の推移 <p>3 自転車乗車中のマナー向上について体験する。 (G Tによる自転車実技指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点の通行方法、安全確認の方法 ・飲酒ゴーグル装着運転 <p>4 通学路における危険箇所等の確認をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒による危険運転は、重大な社会問題であることを理解することができるように、飲酒運転による事故件数の推移や事故被害者のメッセージを聞く場を設定する。 ・飲酒運転の危険性や恐ろしさを体感することができるように、飲酒ゴーグル装着運転を実施する。 ・通学路の危険箇所や通行方法を把握することができるように、学校付近の地図を示し、自転車通行禁止区域や危険箇所を説明する。
<p>5 自転車乗車中の事故防止策について自己決定する。</p> <p>6 本時の振り返りをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転撲滅への意識 ・自転車運転免許証の授与 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>将来のドライバーとして、飲酒運転を「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」意識を高めるとともに、交通法規の遵守及び交通マナーを守ることが大切である。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、自分が行う自転車事故防止策について振り返りシートに記入する場を設定する。 ・将来、飲酒運転を「しない、させない、許さない、そして見逃さない」意識を醸成することができるように、飲酒運転撲滅に向けて自分ができる取組について振り返りシートに記入する場を設定する。 ・交通法規等を守り通学する意識を高めることができるように、自転車運転免許証を授与する。

3 特別の教科道徳の実践事例

(1) 特別の教科道徳Ⅰ（中学校）

ア 内容（遵法精神、公德心）C

イ 本時のねらい

飲酒運転の実態、飲酒運転の根本にある違反者の規範意識の低さ等から、法やきまりを遵守し、社会の秩序と規律を守る態度を育成する。

ウ 準備物

資料1「福岡県の飲酒運転の現状」、資料2「母親の手記」

エ 展開

学習活動・内容、主な発問、*生徒の反応	指導上の留意点
<p>1 本県の飲酒運転の実態をつかむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児3名死亡事故（H18） ・高校生2名死亡事故（H23） ・県内の経年での飲酒運転事故件数（全国ワースト1位→6位の実態） *福岡県はこんなに飲酒運転が多いのか *ニュースで見たことあるぞ <p>2 飲酒運転の罰則規定を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道交法等での規定 *撲滅運動を知っている *厳しい罰則規定があるんだな *罰則規定を詳しく知らなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県の飲酒運転の状況を把握することができるように、資料1を配布する。 ・学習に対する見通しをもつことができるように、本県の飲酒運転の現状について、感想を発表させる。 ・飲酒運転の罰則規定について把握することができるように、飲酒運転の刑罰例について示す。
<p>めあて 法やきまりを遵守することの大切さについて考えよう。</p>	
<p>3 飲酒運転事故で子どもを亡くした母親の気持ちを考える。</p> <p>「母親はどんな気持ちで、この手記を書いたのか？」</p> <ul style="list-style-type: none"> *怒り、加害者への憤り *飲酒運転撲滅への強い願い <p>「加害者はなぜ飲酒運転をしたのか？」</p> <ul style="list-style-type: none"> *酔った勢いから *飲酒による考える力の低下から *「これくらいいい」の安易な気持ちから *事故なんか起こさないという過信から *法やルールを守らない自分の弱さから *飲酒運転の危険を知らなかったから *しっかりした教育を受けていないから <p>4 飲酒運転撲滅のために何が大切なのか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法やルールを絶対に守る姿勢が大切 ・法やルールを守る強い気持ちが大切 ・飲酒運転は絶対にしない決意 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転の悪質性や事故の悲惨さを理解することができるように、資料2を配布して範読する。 ・学習の方向性を焦点化するために、意図的に生徒を指名し、発表する場を設定する。 ・多くの生徒の意見を集約するために、生徒の発言に対する「切り返し発問」を行う。 <p><切り返し発問例></p> <p>「どうして酔った勢いで運転したのか？」</p> <p>「『これくらいいい』という気持ちはどこから来たのか？」</p> <p>「なぜ、法やルールを守れなかったのか？」等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の考えを共有するために、生徒の考えを黒板にグループ化し整理する。 「法の遵守」「強い意志」「その他」等

<p>「飲酒運転撲滅のために大切にしなければならないものは何か？」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 飲んだら絶対に運転しない強い意志 * ルールを守り抜く規範意識 * 周囲への思いやりの気持ち * 飲酒運転の危険性をしっかり理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習の方向性を定めるために、「ルールを守る強い気持ち」の考えに焦点化する。
<p>5 今の自分自身を振り返り内面的自覚を図る。 「将来、飲酒運転をしないために、あなたが今、大切にしなければならないことは何か？」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 甘さや弱さを捨てること * ルールを絶対に守る力を今からつけること * 人に迷惑をかけないよう規則を守ること <p>6 教師の説話を聴く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転は、ルール違反であり、人の命も奪う可能性が高い ・ 飲酒運転をしない人間になるためにも、今こそきちんとルールを守る人間であってほしい ・ あなたは、ルールを守って生活出来ているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラス全員が考えを深めることができるように、それぞれの生徒の考えの根拠についても問う。 ・ 今の自分の生活の在り方について考えることができるように、教師の説話をを行い、実践への意欲化を図る。

8 指導資料

- 『奪われた「夢」』 和氣みち子氏
- 「メッセージ」 山本美也子氏
- 「母親の手記」 山本美也子氏
- 「平成28年度Keepゼロインタビュー
飲酒運転事故遺族 大庭茂彌さん」取材後記
井上二郎氏
- 飲酒運転の罰則・行政処分
- 飲酒運転事故発生件数・飲酒運転検挙件数
- 福岡県警察における飲酒運転撲滅に係る啓発物
- 若いときから知っておくべきお酒のこと

『奪われた「夢」』

「行ってきま～す。」私達家族が最後に聞いた娘（由佳）の声でした。

あれから7年が経とうとしていますが「ただいま～」の声は聞くことができません。平成12年（2000年）7月31日午後7時頃、真夏の非常に暑い日、病院での老人介護の仕事を終え、家族の待つ自宅に帰る途中、栃木県さくら市蒲須坂の国道4号線で、泥酔した飲酒・居眠運転の大型トラックに正面衝突され命を奪われました。

人生の希望に燃えていた、わずか19歳と8ヶ月でした。

朝、元気に出て行った由佳が、病院のベッドの上に傷だらけで横たわり、冷たくなっていくら呼んでも返事をしてくれません。未だにその姿が臉に焼き付き忘れることはできないのです。この時から、人ごとと思っていた「犯罪被害者」になり、一生、被害者をやめることができなくなりました。やめることができたらどんなに幸せでしょうか。

加害者は、仕事中に立ち寄った西那須野のドライブインで、別車両で来ていた同僚と、ビール大瓶4本ずつ飲み干し、5分ほど仮眠しただけで運転をはじめた。18キロ以上も公道を蛇行運転で走り続け、同僚が「危ないから止まれ、止まれ」と警告しましたが、「大丈夫、大丈夫」意に介さず走り続けました。そのうち仮眠状態に陥り、ガードレールに車体をぶつけ目が覚め、あわててハンドルを右に切ったため対向車線を走ってきた由佳と車をめちゃくちゃにつぶし民家に突っ込んでようやく止まりました。大型トラックを鉄の塊の凶器に換え公道を走る行為は無差別殺人同等だと思いますが、判決はたった「3年6月」。命の重みを反映していません。

老人介護の仕事を熱心にこなし、彼との将来の「夢」に向かって生きていました。私達も将来を楽しみにしていました。そんな「夢」を奪った悪質きわまりない行為は許すことはできません。飲酒運転撲滅に向け由佳の「声」をずっと伝え続けることが、供養だと思っています。「こんな辛い思い、誰にもさせたくはない…」

和氣 みち子

メッセージ

5年前、粕屋町で当時16歳の高校生が2人、飲酒運転の車にはねられ死亡する事故がありました。

そのうちの1人が我が家の長男です。もう1人が仲の良かった彼の友人でした。笑顔がとても素敵な二人でした。

長男の葬儀の時、集まってきた彼らの友人たちが言った言葉が今も忘れられません。

「大人は何で、ルールを守れないんだ！」その言葉は、加害者にだけ向けられたものではなかったように思います。

彼らの言葉は、何だか飲酒運転を見逃している社会全体への怒りのように、私には聞こえました。

社会全体が飲酒運転に対する甘い認識の中、お酒を飲むことも、車を運転することもしない子どもたちには、到底理解できることではなかったと思います。私は悲しみにくれる彼らを目の当たりにして、「こんな悲しみは、二度と子どもたちに味わわせてはいけない」と感じました。

当時16歳だった彼らも、今は大人になりました。そして、それぞれの道を進んでいます。

そもそも飲酒運転はゼロが当たり前です。減らそうとか、撲滅しようという以前の問題です。日本の法律では、1滴でもお酒を飲んで車を運転してはいけないと決まっています。しかし、それが当たり前のように守られていない。毎日のようにニュースでは飲酒運転事故や検挙者の様子が流れます。もし、我が家が被害者でなかったら、こんなにも飲酒運転の事故を気にしなかったかもしれません。

しかし、飲酒運転がなくなるだけで助かる命がたくさんあります。大人が本気で「飲酒運転ゼロ!!」に取り組むだけで守られる命があるとしたら、やはり私たち大人が頑張らないといけません。飲酒運転はゼロが当たり前の世の中を目指して頑張ります。

お空の上にいる彼らは、そんな私たちを見て何と声をかけてくれるでしょうか。いつか、私も年を重ね、お空の上で彼らに会うとき、「母さんは、たくさんの皆さんと一緒に頑張ってきたよ」と笑顔で言いたいと思います。

これからも皆さんのお力をお借りしながら、精一杯頑張りたいと思っています。

山本美也子

「母親の手記」

あの日(事故が起きた'11 2/9)もとても寒かったのを覚えています。
去年と同じこの季節がめぐってくるのが、やはり悲しみをさらに大きくします。
去年の今ごろは元気でいたのに、
去年の明日から息子はこの世の中から消えてしまった。

しかも一瞬にして。

息子の命が飲酒運転の車によって奪われ、マスコミが次々に我が家を訪れるなど、
今まではまったく人ごとの世界がわが身に降りかかってきたとき、
身が震える思いでした。

それでも飲酒運転を何とかなくしたいという強い思いもありました。
我が家に起きた悲劇は、明日放っておくとまた次の犠牲者が出るかもしれない。
これ以上若い命を大人の身勝手な行動で奪わないでほしい。
本当に心からそう願い、取材を受けたのを覚えています。

6年前('06年)のあの海の中道大橋(福岡市東区)で起きた
悲しい事故('06 8/25 飲酒運転の車に追突され3人の幼児が死亡)を
もちろん私も知っていました。
今思えば、私自身本気になって飲酒運転撲滅を叫ばなかったことを
とても後悔しています。

(中略)

今、たくさんの所で、
〔「STOP!! 飲酒運転」〕と書かれた)ハートのステッカーを見かけます。
そのたびに手を合わせたいほど感謝の気持ちがこみ上げてきます。
そして笑顔のすてきだった
2人(※事故で犠牲になった山本寛大さんと同級生の皆越隼人さん)を思い出し
私の心も温かくなります。
彼らを思うすべての方が飲酒運転撲滅を願っています。

今、子どもたちが大人のことを見えています。

素直な感性で、なぜ大人が飲酒運転をやめないのか、
真剣に考え、行動を起こしています。

大人は頑張らないといけません。

お酒を飲んだら車を運転してはいけないという、とても簡単なことですが、
ゼロにするにはたくさんの声が必要です。

そして言い続けていくことも大事になります。

最近、寛大の友人たちがよく我が家に来てくれます。

悲しい事故の記憶を背負いながらも

出てくる寛大の話は笑っていたときの寛大です。

飲酒運転によって引き起こされる悲劇は被害者も加害者も地獄です。

誰もそうなってはいけないと思います。

人の命も自分の命も大切にしながら生きていく社会になればいいなど
心より願っています。

山本美也子

この記事を読ませていただいて、

飲酒運転事故で愛する息子を失った悲しみや辛さは いかばかりだったか。

飲酒運転事故は、

被害者・加害者ばかりでなく、その家族や親せきなど

周りの人たちの人生も、一瞬にして狂わせてしまう。

そんなことを改めて痛感させられた。

飲酒運転をゼロにするためには、

ドライバーだけでなく、周りの人ひとりひとりが自覚を持って

注意・徹底させていくことが必要だろう。

STOP!! 飲酒運転!!

「平成28年度Keepゼロインタビュー

「飲酒運転事故遺族 大庭茂彌さん」 取材後記

2016. 6. 17

ロクいち福岡！キャスター 井上二郎

「娘の人生をたどっていくと、私が教えられたんです。後悔しないよう、一生懸命生きる大切さを」。糸島市在住の大庭茂彌さんは、娘の人生を記した年表を見つめながら、こう語りました。バスケットボールで優勝するという目標を立て、実現させた娘・三弥子さん。砂漠の緑地化を学びたいと、先端の研究をしている鳥取大学への進学を目指し、合格した三弥子さん。様々な出会いを通して、自然を生かした公園づくりを目指し、日本一周を実行した三弥子さん。常に目標に向かって突き進む姿がありました。

事故のあった日。夜中に「飲酒運転の車に娘さんが運転する車が追突され、病院に運ばれた」との一報を受けた大庭さんは、そのまま車に乗り娘の待つ病院に向かいました。8時間以上の道のり。道中電話が鳴り、三弥子さんの姉から「三弥子、亡くなったって。テレビで言っていた」と告げられます。それでもこの目で見るまでは信用できないと車を走らせ、そして現実と向き合うことになるのです。

遺体と共にまた福岡に向け運転する大庭さん。「なぜ、もっと頑丈な車を買ってやらなかったのか」「なぜ、最後の電話で止められなかったのか」「なぜ、一人暮らしをさせたのか」「なぜ、なぜ、なぜ・・・」。自らを責め、怒りと絶望で表に出られない日々が続いたと言います。

それを立ちあがらせてくれたのは、やはり娘だったのです。「自分の後悔しない生き方とは何か、それは、『娘の死を無駄にしないこと』だ」と決意した大庭さん。以来今に至るまで、飲酒運転撲滅に向けて走り続けているのです。

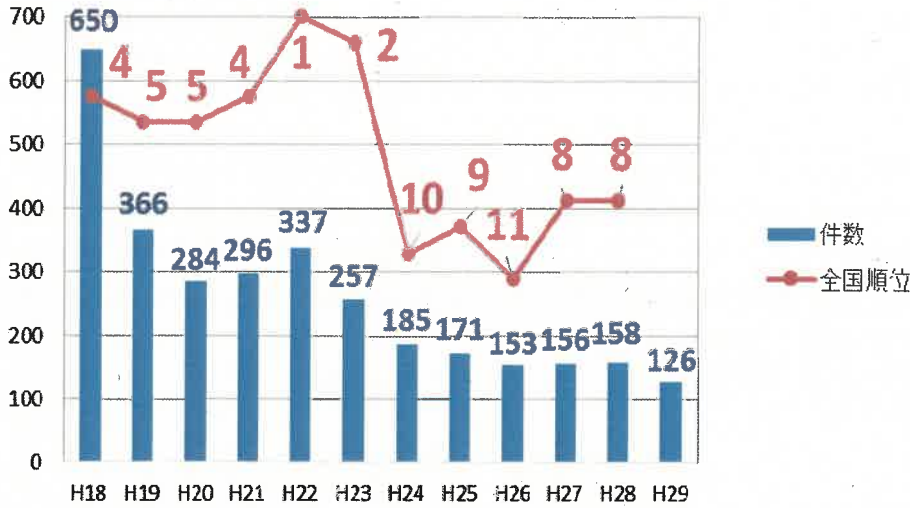
飲酒運転の罰則・行政処分

区分		内容	罰則	運転免許の処分 (前歴のない場合)
運転者	危険運転 致死傷	アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態で自動車(原付を含む。)を走行させ、人を死傷させた場合に適用されます。	【死亡】 1年以上の有期懲役 (最高20年) 【負傷】 15年以下の懲役	取消し (欠格期間5~8年)
		正常な運転に支障のある状態で自動車を運転した結果として、正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合に適用されます。	【死亡】 15年以下の懲役 【負傷】 12年以下の懲役	同上
	酒酔い 運転	身体のアレルギー保有量にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両等(自転車等の軽車両を含む。)を運転した場合に適用されます。	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	取消し (欠格期間3年)
	酒気帯び 運転	身体に政令基準値以上のアルコールを保有した状態で車両等を運転した場合に適用されます。	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	【0.25mg/L以上】 取消し (欠格期間2年) 【0.15mg/L以上】 停止(90日)
周辺者	車両等 提供	酒気を帯びた者に対し、飲酒運転するおそれがあることを認識しながら車両等を提供した場合に適用されます。	① 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 ② 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	運転者と同基準
	酒類提供	飲酒運転するおそれがあることを認識しながら酒類を提供した場合に適用されます。	① 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 ② 2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金	
	同乗	飲酒運転であることを知りながら自己の運送を要求・依頼し、飲酒運転車両に同乗した場合に適用されます。	①' 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 ②' 2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金	

- ① 運転者が酒酔い運転した場合
 ② 運転者が酒気帯び運転した場合
 ①' 運転者が酒酔い運転で、同乗者も運転者の酒酔い状態を認識している場合
 ②' ①' 以外の場合

飲酒運転事故発生件数

○ 発生件数・全国順位



○ 飲酒状況別

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
発生件数	650	366	284	296	337	257	185	171	153	156	158	126
酒酔い・0.25以上	60.2%	62.8%	61.3%	53.4%	57.0%	68.5%	58.9%	71.3%	66.7%	72.4%	63.3%	76.2%
それ以外	39.8%	37.2%	38.7%	46.6%	43.0%	31.5%	41.1%	28.7%	33.3%	27.6%	36.7%	23.8%

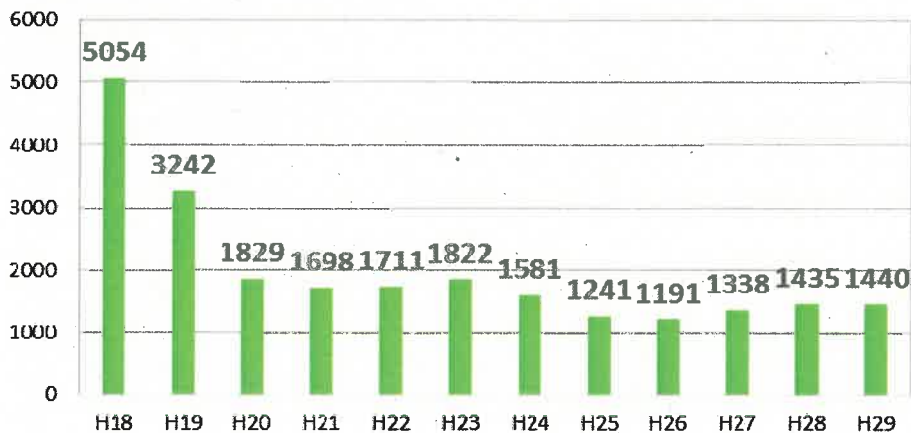
※「酒酔い・0.25以上」とは、酒酔い運転及び呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを保有した状態の酒気帯び運転をいう。

○ 年齢別

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
20歳未満	20	8	12	5	8	5	4	0	3	2	4	5	76
20歳代	185	85	54	50	75	42	38	18	27	21	31	22	648
30歳代	171	86	54	83	68	53	26	35	26	39	24	16	681
40歳代	107	71	57	56	72	51	32	46	30	34	34	36	626
50歳代	113	69	65	65	55	50	44	40	29	25	27	20	602
60～64歳	25	21	21	18	28	23	23	16	17	16	17	11	236
65歳以上	29	26	21	19	31	33	18	16	21	19	21	16	270
計	650	366	284	296	337	257	185	171	153	156	158	126	3139
20歳代以下(%)	31.5	25.4	23.2	18.6	24.6	18.3	22.7	10.5	19.6	14.7	22.2	21.5	23.1

飲酒運転検挙件数

○ 検挙件数



福岡県警察における飲酒運転撲滅に係る啓発物

○メッセージカード



ハンドルキーパー

お酒を飲まない人を決めて、仲間を送りましょう!

福岡県警察 (一財) 福岡県交通安全協会

ビール	焼酎	日本酒	ワイン	体重60kgの人のアルコール処理時間 約4時間 お酒は、なかなか抜けません。 三日酔い運転にも注意!
500mL	水割り5:5	1合	200mL	

【概要】

家族や恋人など大切な人に宛てて、「飲酒運転しないでね」などのメッセージを書き込み、心を込めてプレゼントするもの。写真を貼ることもできる。

子供など大切な人の思いで飲酒運転の誘惑に打ち勝とうというのが狙い。アルコール処理に関する知識やハンドルキーパーも紹介し、意識高揚を図る。

【メリット】

従来のチラシによる啓発に比べ廃棄する可能性が低く、見返したりすることで効果の持続性が期待できる。

一風変わった啓発物であるため、イベントなどで使用しやすい。

【活用例】

- 各種窓口への設置
- 各種イベントでの配布

メッセージ

↑

より

写真貼る箇所が写真を貼りましょう。

飲酒運転をなくす 幸せの黄色いメッセージカード

○デスクスタンド



【概要】


飲酒運転違反者の反省の弁など、飲酒運転の撲滅に役立つ情報を掲載した紙製のデスクスタンド。

事務机を始め、窓口など人目に触れる場所に設置して使用する。

【活用例】

- 事業所等への配布

○アルコールの知識に関する記事



注意


飲酒運転につながる

よくある間違い

ビール1杯(500mL)の体内での処理時間は、体重60kgの人で約4時間かかると言われていますが…
(※処理時間は目安です。体質、体調によっては更に時間がかかります。)


「一限りしたから大丈夫…」 → NO!

睡眠中は肝臓の機能が低下し、体内のアルコール処理速度は、遅くなりますので、処理時間に更に余裕を持つ必要があります。



「風呂やサウナで汗を流したから大丈夫…」 → NO!

体内のアルコールの多くは、肝臓で分解されるので、汗や尿などでアルコールが抜けることはほとんどありません。



【 飲酒運転にならないために次のことを守りましょう。 】

- 飲酒するときの体調と翌朝に運転を開始する時間を考えて、アルコールが残らないように十分余裕を持って飲酒しましょう。
- 運転前にアルコールが残っているかどうかは、自分だけの感覚に頼らずに、家族に確認してもらったりしましょう。
- アルコールが少しでも残っている場合は、絶対に自分で運転をせずに、家族に送ってもらったり、公共交通機関を利用するなどしましょう。

【概要】

アルコールの体内処理に関する正確な知識を植え付けるためのもの。二日酔いによる飲酒運転を防止することが主な狙い。また、睡眠や入浴などによってアルコール分解が早まるなど、誤った認識を払拭することも目的としている。

【活用例】

各種キャンペーン等、様々な機会におけるチラシ配布
自治体広報誌やパンフレット等へのコラム的な掲載

○飲酒運転撲滅ポスター

みんな見てるぞ！
飲酒運転！



事故を起こし
周囲にもバレ
全てを失う！
後悔しても遅い！

飲酒運転取締り強化中！

福岡県警察

【概要】

飲酒運転を敢行しようとする者に警告する内容のポスター。歌舞伎の目を使用することで、見られているという意識による抑止効果を期待するもの。

【活用例】

駐車場等、車を運転する人の目に触れる場所に掲示する。

※ 目の部分について、著作権を持つ東京都の許可を得て作成しているため、このポスターの内容を改変して使用するには、新たに東京都の許可を得ることが必要

若いときから
知っておくべき
お酒のこと。



はじめに

酒は適量であれば、生活に豊かさと潤いを与えてくれます。
しかし、飲み方を誤ると心と身体に深刻な影響を与えてしまいます。

このパンフレットは、若い世代のみなさんがお酒と長く楽しく付き合い

健康な生活を送ることができるよう考え作成されました。

お酒を飲む人も飲まない人も、学生生活を送る上で参考にしてください。



もくじ

酔っぱらうって
どんな状態？
それって危険??

page
→ 3

友達が酔いつぶれ
ちゃった。
どうしたらいいの？

page
→ 4

あなたのお酒の
飲み方は？
飲み方Check!

page
→ 5.6

お酒を飲んだら
自転車もだめなの？

page
→ 7

「アルハラ」って何？
あなたの行動は?!

page
→ 8



みんながお酒を
楽しく
飲める方法は？

page
→ 9

お酒の正しい飲み方に
ついて知りたい
相談したいときは？

page
→ 10

酔っぱらうってどんな状態？

「酔い」には4つの段階があります。
飲酒量によって「楽しい酔い」から「危険な酔い」まで様々です。

4 step!

ほろ酔い

めいてい
酩酊

でいすい
泥酔

こんすい
昏睡

ほろ酔い

- ・陽気になる。
- ・判断力が鈍る。
- ・体温が上がる。
- ・脈が速くなる。



酩酊

- ・何度も同じ話をする。
- ・気が大きくなる。
- ・声が大きくなる。
- ・千鳥足になる。



泥酔

- ・まともに立てない。
- ・意識がはっきりしない。
- ・会話が成り立たない。



昏睡

- ・揺すっても起きない。
- ・呼吸がゆっくりで深い。
- ・死亡することもある。



\\ 知っておきたい!! //

友達が酔いつぶれたときの対処法

● 酔いつぶれた人を絶対1人にしない!!

酔いつぶれた人を1人にすると窒息、転落、交通事故…
何が起ころかわかりません。

● 寝かせるときは横向きで!!

急性アルコール中毒の死因は窒息死が大半。
寝かせるときは、吐物が自然に口から出るように
仰向けではなく横向きに。

● おかしいと思ったらためらわず救急車を!!

耳元で名前を呼んだり、体を揺すっても反応がなければ
昏睡状態で死の一手手前です。

これ以外にも「**危ない**」と感じることがあれば
すぐに救急車を呼んでください。

【事例】A大学1年生男性(未成年) 死亡日:2016年2月26日

男子学生は25日の夜、合宿先のホテルで、所属するダンスサークルのメンバー十数人と、購入したビールや日本酒、焼酎などを飲んだ。

男子学生がおう吐するなどしたため、メンバーが布団に寝かせた。

当初はいびきをかいていたが、26日午前8時15分ごろ呼吸をしていないことに同じ部屋にいた同級生が気づき、119番通報。搬送先の病院で死亡が確認された。

司法解剖の結果、死因は急性アルコール中毒とみられる。消防隊員が駆けつけた時、男子学生は心肺停止状態で、おう吐した跡があった。

合宿は22~26日の予定で25人が参加していた。



出典 イッキ飲み防止連絡協議会

\\ 実はアルコール依存症かも! ?//
あなたのお酒の飲み方Check!



AUDIT (オーデイト)
 飲酒の問題を把握するテスト

No	質問	0点	1点	2点	3点	4点	
1	どのくらいの頻度でアルコール飲料を飲みますか?	全く飲まない	月1回以下	月2~4回	週2~3回	週4回以上	
2	飲酒するときには通常どのくらいの量を飲みますか?	3ドリンク未満	3ドリンク以上 5ドリンク未満	5ドリンク以上 7ドリンク未満	7ドリンク以上 10ドリンク未満	10ドリンク以上	
3	1度に6ドリンク以上飲むことがどのくらいの頻度でありますか? (「ドリンク」については下の解説を参照)	なし	月1回未満	毎月	毎週	毎日又はほぼ毎日	
4	飲み始めるとやめられなかったことが過去1年間にどのくらいの頻度でありましたか?	なし	月1回未満	毎月	毎週	毎日又はほぼ毎日	
5	普通だと行えることを飲酒していたためにできなかったことが、過去1年間にどのくらいの頻度でありましたか?	なし	月1回未満	毎月	毎週	毎日又はほぼ毎日	
6	深酒の後体調を整えるために、朝迎え酒をしなければならなかったことが過去1年間にどのくらいの頻度でありましたか?	なし	月1回未満	毎月	毎週	毎日又はほぼ毎日	
7	飲酒後に罪悪感・後ろめたさを感じたり、後悔をしたことが過去1年間にどのくらいの頻度でありましたか?	なし	月1回未満	毎月	毎週	毎日又はほぼ毎日	
8	飲酒翌朝に前日の行動を思い出せなかったことが、過去1年間にどのくらいの頻度でありましたか?	なし	月1回未満	毎月	毎週	毎日又はほぼ毎日	
9	あなたの飲酒により、あなた自身や他人がケガをしたことがありますか?	なし		1年以上前		過去1年以内	
10	親戚、友人、医師又は健康管理に携わる方が、あなたの飲酒について心配をしたり、飲酒を控えるようにとあなたに勧めたことがありますか?	なし		1年以上前		過去1年以内	
		合計				<input type="text"/>	点

質問の中の「ドリンク」ってなに?

● 1ドリンク=純アルコール量10gを含む飲料

適切な飲酒量は1日あたり2ドリンク!

2ドリンクを分解するのにかかる時間は体重60kgの男性で約4時間(※)

※年齢、性別、体調により個人差があります。

【参考】
 約2ドリンクのお酒の例



日本酒1合(15%)



ビール中ビン1本(5%)



7-Eleven 350ml缶酎ハイ(6%)

あなたのお酒の飲み方は？

あなたのAUDITの点数は何点だったでしょうか？
結果を確認してみましょう。

0点

非飲酒群

- ・お酒は全然飲まない。
- ・飲み会ではいつもソフトドリンク。

今のところ、
お酒に関する問題はないようです。

1~7点

危険の少ない飲酒群

- ・飲酒はサークルのコンパで月1回。
- ・飲むのはチューハイ1缶だけ。
- ・今年の新歓コンパの帰り道に転倒してケガをしてしまった。

今のところお酒の飲み方に
あまり大きな問題はないようです。
適正飲酒を心がけ、お酒の量、
頻度が増えないように努めましょう。

8~14点

危険な飲酒群

- ・週2回家飲み。
- ・毎回ビール中瓶1本と日本酒2合は飲む。
- ・週1回は朝起きられず講義を欠席。
- ・この1年で記憶をなくしたことが2回。

現在のお酒の飲み方を続けると、
将来健康や生活に支障をきたすおそれ
があります。

15点以上

アルコール依存症疑い群

- ・毎日お酒をかかさない。
- ・飲み出したらやめられない。
- ・最近酔って後輩を殴ってしまった。
- ・友達が心配してくれるがやめられない。

アルコール依存症が疑われ健康や
生活への悪影響が心配されます。
学校の保健室や保健所、医療機関に
相談してみてください。



お酒を飲んだら自転車もだめなの？

自転車も「車両」に含まれるのでダメです。
酒酔い運転で5年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。

※「酒酔い運転」とは！

酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれの状態）で車両等を運転したものを。

(例) Aさん男性 (体重60kg) 22歳 大学4年生

19:00~22:00 居酒屋で飲み会

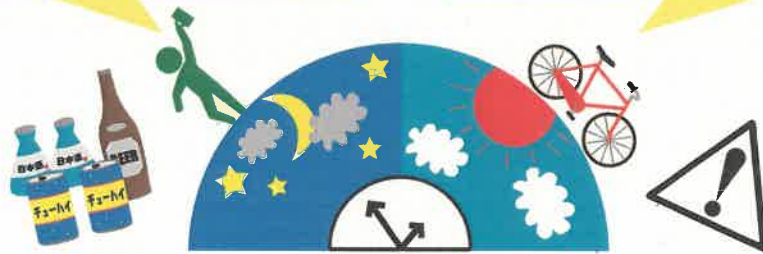
(ビール中ビン1本、日本酒2合)

22:15~24:00 カラオケ

(350ml缶酎ハイ2杯)

10:00 自転車で登校

途中、道端の空き缶を踏んで転倒。
自転車がガードレールにぶつかり
曲がってしまったため警察を呼んだ。



0:30 帰宅

1:00~9:00 睡眠

Aさんは10ドリンク飲酒していた。このアルコールの分解にかかる時間は
10ドリンク×2時間(1ドリンクの分解時間) = 約20時間
登校時の10:00は、まだアルコールが体内に残っていた。



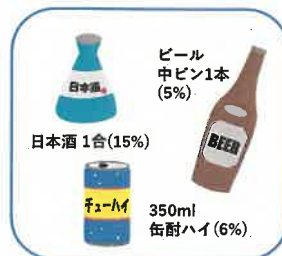
約2ドリンクの
お酒の例

● **1ドリンク = 純アルコール量10gを含む飲料**

適切な飲酒量は1日あたり2ドリンク!

2ドリンクを分解するのにかかる時間は体重60kgの男性で約4時間(※)

※年齢、性別、体調により個人差があります。



アルハラって何？

「アルハラ」とはアルコール・ハラスメントの略で、飲酒に関連した人権侵害です。軽い気持ちであっても、刑事・民事責任を問われたり、時に命を奪ったりすることもあります。

「アルハラ」の5大定義

- 飲酒の強要
- 意図的な酔いつぶし
- 飲めない人への配慮を欠くこと
- イッキ飲ませ
- 酔ったうえでの迷惑行為

聞いたことありませんか??

● 飲酒の強要

「最初の1杯は
ビールに決まってる！」

● 意図的な酔いつぶし

「合宿の伝統で、
新入生は潰れるまで飲ませる！」

● 飲めない人への配慮を欠くこと

「家飲みに行ったらお酒しかなかった…」

● イッキ飲ませ

「遅れて来た人は
イッキ！イッキ！イッキ！」

● 酔ったうえでの迷惑行為

「酔っ払った先輩に、
しつこくからまれた…」



あなたの行動
大丈夫??

犯罪になってしまうかも!?

- 最初からつぶすことを目的に飲ませた場合 **傷害罪**
- 脅迫して無理やり飲ませた場合 **強要罪**
- 傷害行為を扇動した場合 **傷害現場助勢罪**
- 酔いつぶれた仲間に必要な保護をせずに死に至らしめた場合 **保護責任者遺棄致死罪**

出典 イッキ飲み防止連絡協議会

みんながお酒を楽しく飲める方法は？



あらかじめ
"お酒の断り方"を
準備しておく！



「体質的に飲めない！」
「体調が悪い！」
「自転車で来ている！」



おいしい食事と一緒に
楽しむ！



“量より質”がおすすです。
「今日は飲み放題じゃなくて
単品で食事を楽しもう！」



注文を取る側にまわる！



先輩のビールと一緒に
自分のウーロン茶を
注文する。



ソフトドリンクも
一緒に注文する！



「とりあえずビール5杯！
とウーロン茶5杯！」



家飲み的时候は
ノンアルコールも
忘れない！



「ウーロン茶とジュースも
買っていこう！」

飲む人も飲まない人も一緒に
楽しみましょう。





お酒の正しい飲み方について知りたい 相談したいときは？

相談窓口

	【機関名】	【電話番号】
	福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500
	筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5585
	粕屋保健福祉事務所	092-939-1185
	糸島保健福祉事務所	092-322-3326
福岡県	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2473
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4875
	田川保健福祉事務所	0947-42-9307
	北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-3965
	南筑後保健福祉環境事務所	0944-72-2176
	京築保健福祉環境事務所	0930-23-2966
北九州	北九州市立精神保健福祉センター	093-522-8729
福岡市	福岡市精神保健福祉センター	092-737-8825
大牟田市	大牟田市（福祉課）	0944-41-2663
久留米市	久留米市保健所	0942-30-9728

困ったときはここ！

- 学校の保健室
- 福岡県飲酒運転撲滅対策医療センター（医療法人優なぎ会 雁の巣病院）
TEL 092-606-2861
- 特定非営利活動法人ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）
<http://www.ask.or.jp/index.html> 
- イッキ飲み防止連絡協議会
<http://www.ask.or.jp/ikkialhara.html> 





【作成】 若い世代向け適正飲酒ガイドブック作成委員会

- 雁の巣病院 有留 静香
- 福岡女子大学 伊東 美希、齊藤 格子
- 九州歯科大学 塩川 康子、磯部 彩香
- 福岡県立大学 岩坪 めぐみ
- 福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室

【デザイン・レイアウト】 福岡女子大学 齊藤 格子

平成29年2月作成

9 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣の手引き

- 手引き
- 制度申し込み方法
- アドバイザー派遣申請書
- アドバイザー派遣変更申請書
- アドバイザー派遣実施報告書

飲酒運転撲滅活動 アドバイザー派遣の手引き

飲酒運転撲滅に取り組む企業・住民団体等に
アドバイザーを派遣します。



福岡県飲酒運転撲滅活動 アドバイザー派遣事業

本県では、深刻な状況にある県内の飲酒運転を撲滅するため、飲酒運転撲滅条例を制定しました。

飲酒運転の撲滅のためには、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」ことをしっかり私たちの生活の中に定着させ、社会全体で取り組みを行うことが大切です。



この条例に基づき、福岡県では事業所の従業員や地域住民の皆さまの飲酒運転撲滅のための啓発・研修の機会を支援するため、飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業を行っています。

この機会に、アドバイザーの助言や指導を受けて、飲酒運転撲滅のための取り組みを始めてみませんか？

Q 申し込めるのは？

県内の市町村、町内会やPTAなどの地域の住民団体、県内に事業所を有する事業者など、飲酒運転の撲滅に取り組むみなさんに幅広くご利用いただけます。

Q アドバイザーとは？

交通安全講習等の経験のある警察OB、健康指導に携わる保健師、飲酒運転撲滅活動に携わる事故被害者の遺族など、知識と経験を有する専門家です。

Q 派遣するのは？

交通法規やアルコール問題に関する知識習得、安全運転を心がける意識の醸成など、飲酒運転撲滅のための研修会、講演会、会合などにアドバイザーを派遣します。

Q 派遣の費用は？

アドバイザーの謝金や交通費は、福岡県が負担します。

申し込まれる団体の方は、会場や開催に必要な機材などの手配をお願いします。

こんな時に
私たちが
アドバイス
します！



飲酒運転撲滅活動アドバイザー

- 飲酒運転撲滅活動を続ける事故被害者遺族
- 交通安全講習等の経験のある警察OB
- 健康指導に携わる保健師



従業員研修として

業種や規模に関わらず、参加人数等の条件を満たせばだれでも受講することができます。

事業所における従業員の飲酒運転撲滅の取り組みにお役立てください。



健康管理として

飲酒運転の防止には、適正飲酒に関する知識が不可欠です。

保健師のアドバイザーによる講話で、アルコールとの上手なつきあい方を学びましょう。



命の大切さを学ぶ機会に

受講対象者の年齢制限はありません。飲酒運転事故被害者遺族アドバイザーの講話で、命の大切さを考える機会を持ちましょう。



住民研修として

市町村等が主催する住民向けの講演会や研修会によるご利用も可能です。

主催者も、町内会・PTA・その他任意のグループなど、どのような団体でも申し込みできます。

飲酒運転は、
絶対しない！させない！許さない！



お気軽にお問い合わせください。

アドバイザー派遣事業をはじめとする、福岡県の飲酒運転防止の取り組みについて、下記のホームページでご覧いただけます。

福岡県庁 撲滅への取り組み

検索

アドバイザー派遣までの流れ

1 研修会、講演会等の日時、内容、派遣を希望するアドバイザーなどが決まったら、申請書を記入して県へ郵送してください。
申請前のご相談も受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

事業者
住民団体等

1 申請



連絡

飲酒運転
撲滅活動
アドバイザー

2 アドバイザーとの調整の結果をお知らせします。
日程等が合わない場合は、再調整のご相談に応じます。

事業者
住民団体等

2 決定

3 アドバイザーが決まったら、直接アドバイザーと打ち合わせをして、実施してください。

3 打ち合わせ

飲酒運転防止・撲滅に関する講演会等の実施

4 研修会、講演会等が終わったら、県に報告書を提出してください。
報告に基づき、アドバイザーに謝金と交通費をお支払いします。

事業者
住民団体等

4 報告



支払

飲酒運転
撲滅活動
アドバイザー

派遣申請書・実施報告書は、福岡県の「飲酒運転撲滅への取り組み」ホームページから入手できます。

福岡県庁 撲滅への取り組み

検索

お申し込み・お問い合わせ

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL : 092-643-3167 FAX : 092-643-3169

E-mail : anzen@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度申し込み方法

飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度とは

福岡県飲酒運転撲滅条例により、県が飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者等による研修などの機会に対して、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を派遣し、参加者の飲酒運転撲滅意識の向上に効果をあげようとするものです。

アドバイザーはどんな人？

- 飲酒運転事故被害者の遺族 自らの体験を交え、飲酒運転の悪質性と撲滅の取組の重要性を訴える
- 県警OB 飲酒運転事故の現状や、交通法規の知識を有し、飲酒運転防止のポイントをアドバイス
- 保健師 飲酒が体に及ぼす影響について知識を有し、アルコールとの上手なつきあい方及び二日酔い運転や依存症の知識と防止のポイントをアドバイス

どんなときに派遣してもらえるの？(例)

- 従業員の研修の機会に
 - PTA学習会のテーマとして
 - 地域や公民館主催の研修会等に
 - 従業員の就業規則や健康管理マニュアル制作の勉強会に
 - 業界団体の会合等での講話として
- 上記以外の場合でも派遣可能です。お気軽にご相談ください。

派遣の条件は？

- ① 飲酒運転撲滅活動の推進に資するものであること
 - ② おおむね30名以上の参加者を見込んで実施されるものであること
 - ③ 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと
 - ④ 実施時間が10:00から20:00までの間であること
- 4つの条件をすべて満たしていることが条件ですが、②についてはご相談に応じます。

派遣の費用は？

アドバイザーに対する謝礼と交通費は、県が負担します。

派遣を希望する団体の方は、会場や開催に必要な機材等の手配をお願いします。

申し込み方法は？

- 派遣希望日のおおむね1ヶ月前までに、「福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣申請書」に会合の開催案内や企画書を添えて、県庁生活安全課まで郵送等により申請してください。申請の内容により、県が派遣するアドバイザーを決定して申請者に通知します。

申請書の入手方法

- ① 県のホームページからダウンロードする
- ② 下記の申請先に問い合わせ、様式を郵送等してもらおう
- ③ 市町村役場の交通安全対策担当窓口で入手する

福岡県庁 撲滅への取り組み

検索

申請・お問い合わせ先

〒812-8577 (福岡市博多区東公園7番7号)

※郵送の際、県庁専用郵便番号の記載があれば、住所は不要です。

福岡県庁生活安全課 電話 タヤリソ(092)643-3167 県庁代表(092)651-1111 内線2955
(交通安全係) F A X (092)643-3169
Eメール anzen@pref.fukuoka.lg.jp

年 月 日

福岡県知事 殿
(人づくり・県民生活部生活安全課)

団体等の名称
代表者氏名

印

福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣申請書

下記のとおりアドバイザーを派遣していただきますようお願いいたします。

派遣希望期日	平成 年 月 日 曜日			
派遣希望時間 (うち打合時間)	: ~ : (: ~ :)			
派遣場所の 住所・名称	〒 電話: ()			
対象者	参加予定人員		人	
派遣を依頼する 場合のテーマ・内容等				
担当者の 氏名・連絡先	(フリガナ) 氏名			
	住所	〒		
	電話		FAX	
	Eメール	@		
備考				

会合、研修会等の開催要綱等があれば添付してください。

様式第2号の2(第7条関係)

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿
(人づくり・県民生活部生活安全課)

団体等の名称
代表者氏名

印

福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣変更申請書

決定通知のあったアドバイザー派遣の申請について、下記のとおり変更したいので申請します。

派 遣 日	平成 年 月 日 曜日
派遣予定時間	: ~ :
派遣予定場所 の住所・名称	〒 電話: ()
変更した理由	
備 考	

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿
(人づくり・県民生活部生活安全課)

団体等の名称
代表者氏名

印

福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣実施報告書

下記のとおりアドバイザーの派遣を受けましたので報告します。

派遣期日	平成 年 月 日 曜日
派遣時間 (うち打合時間)	: ~ : (: ~ :)
派遣場所の 住所・名称	〒 電話 : ()
対象者	参加人員 人
アドバイザー名	
派遣を受けた テーマ・内容等	
開催概要・ 感想等	
アドバイザー等 に対する ご意見・ご要望	

注 アドバイザー等に対するご意見・ご要望欄には、団体等及び受講者のご意見・ご要望を記載してください。

添付資料：当日の資料、実施状況の写真2、3枚を添付してください。

10 これまでの福岡県の飲酒
運転撲滅のための取組

これまでの福岡県の飲酒運転撲滅のための取組

- ・平成24年4月 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行（一部9月施行）
- ・平成24年4月 福岡県飲酒運転撲滅連絡会議設置
- ・平成24年5月 飲酒運転撲滅啓発教材（報道機関から寄贈された高校生向けDVD）を県内高等学校に配布
- ・平成24年7月 飲酒運転撲滅の日（毎月25日）の設定
飲酒運転撲滅週間（8月25日～31日までの1週間）の設定
- ・平成24年8月 福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画策定
- ・平成24年8月～10月 飲食店、酒類販売店等に対する直接訪問啓発〔25～29年度も実施〕
- ・平成24年8月～12月 飲酒運転撲滅キャンペーンの実施〔25～29年度も実施〕
- ・平成24年9月～ 飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣〔25～29年度も実施〕
- ・平成24年11月～ 若者向け啓発リーフレットの配布〔25～29年度も実施〕
- ・平成24年12月 飲酒運転撲滅啓発教材（中学生向けDVD）を作成し、県内中学校に配布
- ・平成24年12月 「生命（いのち）のメッセージ展」の開催〔25～29年度も実施〕
- ・平成26年3月 飲酒運転防止に関する指導の手引を作成し、県内小中高등학교に配布
- ・平成27年2月 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部改正
- ・平成27年4月 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行（一部9月施行）
- ・平成27年8月 第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画策定
- ・平成27年11月 「飲酒運転撲滅償いのメッセージ展」の開催〔28～29年度も実施〕
- ・平成28年8月 「飲酒運転撲滅県民大会」開催〔29年度も実施〕
「飲酒運転撲滅啓発パネル展」開催
- ・平成28年11月 交通安全県民大会で飲酒運転撲滅総監督秋山幸二氏によるメッセージ発信
- ・平成28年12月 「飲酒運転撲滅書道展」開催
- ・平成29年3月 飲酒運転撲滅啓発DVD（若年者向け）を作成し、県内市町村に配布

※ 第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画の目標の進捗状況

	目標値（H29年度末）	実績（H27年度末）
飲酒運転撲滅宣言企業の登録数	50,000事業所	26,085事業所
飲酒運転撲滅宣言の店の登録数	10,000店	6,876店
飲酒運転事故件数（H29）	120件以下	156件（H27年）

飲酒運転防止教育指導
マニュアル作成委員会
委員一覧

飲酒運転防止教育指導マニュアル作成委員会委員一覧

《平成29年度》

役職	名前	所属
委員長	志堂寺 和則	九州大学大学院システム情報科学研究院情報学部門 教授
委員	山本 美也子	NPO法人はあとスペース 代表
委員	久富 賢司	福岡県交通安全協会 安全部長
委員	齊田 倫典	福岡市立堤小学校 主幹教諭
委員	松崎 眞之介	福岡市立住吉中学校 教諭
委員	目等 聡	県立柏陵高等学校 指導教諭
委員	上村 大介	学校法人博多学園博多高等学校 教諭
委員	佐々木 真理子	宗像市教育委員会 指導主事
委員	大峰 優子	久留米市教育部学校教育課 指導主事
委員	真子 美和	保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室 企画主査
委員	本田 航二	人づくり・県民生活部生活安全課 課長
委員	前原 美穂	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課 私学第一係長
委員	岩永 亮	県警本部交通部交通企画課 飲酒運転対策担当調査官兼課長補佐
委員	田村 雄一郎	教育庁北筑後教育事務所 指導主事
委員	大久保 佳史	教育庁教育振興部高校教育課 指導主事
委員	永田 圭	教育庁教育振興部義務教育課 指導主事
委員	田村 隆治	教育庁教育企画部社会教育課 社会教育班長
事務局	鶴 英樹	教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 参事兼課長補佐
事務局	笠井 康行	教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 総括指導主事
事務局	牧草 勲	教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 指導主事
事務局	熊本 翔平	教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 主事

《平成28年度》

役職	名前	所属
委員	田代 豊治	福岡市立田隈小学校 主幹教諭
委員	松尾 京子	久留米市教育委員会 指導主事
委員	兵頭 正俊	人づくり・県民生活部生活安全課 課長
委員	富松 政一	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課 参事補佐兼私学第一係長
委員	平田 隆司	教育庁筑豊教育事務所 指導主事
委員	高良 祐治	教育庁教育振興部義務教育課 指導主事
事務局	中野 一成	教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 総括指導主事
事務局	中島 奈緒美	教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 主任主事

飲酒運転防止教育指導マニュアル作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県教育委員会が実施する飲酒運転撲滅運動推進事業において、飲酒運転防止教育に係る発達段階に応じた指導内容や、効果的な指導方法等、飲酒運転防止教育の在り方について協議し、学校教員の飲酒運転防止教育の指導力強化を図るための飲酒運転防止教育指導マニュアルを作成するために、飲酒運転防止教育指導マニュアル作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作成委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 飲酒運転撲滅運動推進事業の内容に関する事。
- (2) 飲酒運転防止教育の在り方に関する事。
- (3) 飲酒運転防止教育指導マニュアルの作成に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 作成委員会は、学識経験者及び別表に掲げる機関及び本庁各課から福岡県教育委員会が委嘱する17名の委員で構成する。

- 2 作成委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 5 委員長は作成委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、作成委員会の目的を達成するまでとする。ただし、第3条第1項に規定する者でなくなったときは、委員の任期は終了する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

(庶務)

第6条 作成委員会の事務局は福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課に置き、作成委員会の庶務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作成委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

別表（第3条関係）

飲酒運転撲滅活動アドバイザー
交通安全協会
市町村立小学校
縣市町村（学校組合）立中学校
県立高等学校
私立学校
市町村（学校組合）教育委員会
保健医療介護部健康増進課
人づくり・県民生活部生活安全課
人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課
県警察本部交通部交通企画課
教育庁教育事務所
教育庁高校教育課
教育庁義務教育課
教育庁社会教育課

飲酒運転防止に関する指導の手引【改訂版】

平成30年2月 発行

編集・発行 福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

ダイヤルイン 092-643-3923